

議案第 2 号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和2年10月22日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和47年沖縄県条例第5号）の一部改正に伴い、沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（服務の宣誓）

第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（服務の宣誓）

第2条 沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和47年沖縄県条例第5号）に基づく服務の宣誓は、人事異動通知書の交付後署名した宣誓書を人事異動通知書交付者に提出して行うものとする。

2 沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例第2条第3項の会計年度任用職員の服務の宣誓については、会計年度任用職員の採用の際、法令の規定に基づき職務を遂行する旨を誓約する書面を別に提出している場合にあつては、当該書面の提出をもって同条第1項の規定による宣誓書の署名及び提出に代えることができる。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和47年沖縄県条例第5号）の一部改正に伴い、沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- （1）服務の宣誓は、人事異動通知書交付者に、署名した宣誓書を提出することとするよう改める。（第2条第1項関係）
- （2）服務について誓約する書面を別に提出している場合は、当該書面をもって服務の宣誓をしたものとみなすよう改める。（第2条第2項関係）
- （3）この訓令は、令和2年 月 日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条

5 関係各課との調整状況

学校人事課及び県立学校教育課と調整済み

6 添付資料

- （1）新旧対照表
- （2）根拠法令等の参照条文
- （3）その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>（服務の宣誓）</p> <p>第2条 沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和47年沖縄県条例第5号）に基づく服務の宣誓は、人事異動通知書の交付後署名した宣誓書を人事異動通知書交付者に提出して行うものとする。</p> <p>2 沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例第2条第3項の会計年度任用職員の服務の宣誓については、会計年度任用職員の採用の際、法令の規定に基づき職務を遂行する旨を誓約する書面を別に提出している場合には、当該書面の提出をもつて同条第1項の規定による宣誓書の署名及び提出に代えることができる。</p>	<p>（服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和47年沖縄県条例第5号）第2条の規定に基づき、宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2 前項の宣誓は、人事異動通知書の交付後、人事異動通知書交付者の面前で行うものとする。</p>

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（服務の宣誓）

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

○沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和四十七年沖縄県条例第五号）

（服務の宣誓）

第二条 新たに職員等となった者は、別記様式第一号から別記様式第五号までによる宣誓書に署名して、任命権者又は任命権者の指定した者に提出しなければならない。

一 前項の規定による宣誓書の署名及び提出は、職員等がその職務に従事する前にするものとする。

二 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前二項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。